

2017年8月24日

岡山県知事 伊原木 隆太 様
岡山県教育委員会教育長 竹井 千庫 様

教職員組合共同闘争推進連絡会

中国ブロック協議会

代表 村上 一

(島根県教職員組合 書記長)

働くルールを確立し、就職保障と

人権を守る岡山連絡会

会長 中島 純男

おかやま教育文化センター

代表委員 田中 博

岡山県高等学校教職員組合

執行委員長 三上 雅弘

ゆきとどいた教育と進路保障を求める要請書

貴職におかれましては、児童・生徒・青年の未来を励ますためにご努力されていることに、敬意を表します。

さまざま課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、2013年度以降は、35人学級の前進は5年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても1959年に開始して以来初めて、自然減を上回る教職員定数の「純減」が4年連続で強行されました。2015年2月23日の衆議院予算委員会での「さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」との安倍首相答弁は、小・中・高校の35人以下学級の拡充が圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであることの反映でした。首相答弁を生かすべく、地方からの「国の責任で35人学級の実現」を迫る攻勢的な国民的運動を起こしていくことが重要だと考えています。また、特別支援学級(以下支援学級)の編制は、全国でも最悪レベルの多学年編制と可能な限り8人に近づけた編制と相まって、支援学級の子どもの教育権、学習権、発達権が侵害されている実態が保護者から明らかにされています。

「高等学校等就学支援金制度」を設けるため「高校無償化」に所得制限が導入され3年が経過しました。私たちの運動などによって、申請書類等の煩雑さは一定程度改善されましたが、「授業料徴収によって生み出された財源は高校生の教育費負担軽減に使う」という下村文科相(当時)の答弁に反して、高校生の修学

支援以外にも使用されています。3年後に見直すということですが、権利としての学ぶ権利を保障するため、世界にも例のない「高校授業料への所得制限導入」は直ちに中止し、教育予算を増やした上で、「高校無償化」を復活し、「奨学給付金」を拡充して給付制奨学金を確立していくことが求められます。

一方、今春の新規高卒者の就職内定率は「改善」が報じられていますが、その詳細を見ると、非正規就職やミスマッチ、特別支援学校卒業生についての就職難など、依然として課題があります。さらに、労働者派遣法が改悪され、「派遣は最大3年、3年すぎたら正社員にする」という「期間制限」が撤廃されました。このままでは「生涯派遣」となって、低賃金がさらにすすむことが予想され、高校生や若者の就職にも大きな影響が及ぶことが考えられます。児童・生徒・青年の就修学と進路をめぐる実態は、国や地域の将来にもかかわる深刻な状況です。自治体は、住民の生活と権利を守るセーフティーネットの役割を担っています。児童・生徒の就修学・進路保障に責任を持つ立場から、ともに知恵を出し合い、児童・生徒・青年と地域の未来のために、以下の要請について誠実な対応をお願いします。

記

1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実について

(1) 教育費無償化へ向け以下の措置を前進させること。

①保護者負担の実態を明らかにし、副教材、実験など教育活動に必要なものは全額公費負担とすること。

②子どもたちが共通して使用する教材を必要数そろえて学校保管とするなど、子どもの貧困に対する具体的措置をとること。

③就学援助制度を必要とする保護者にこの制度が周知されるように広報活動をする事。

(2) 義務教育の国庫負担を二分の一にもどすように国に求めること。

(3) 改訂学習指導要領の抜本的見直しを国に求めること。

(4) 子どもたちのさまざまな負担を減らし、安心して学校生活をおくることができるようにすること。

①いじめのない学校にするために、学校や教職員を励まし、教職員が子どもたちとしっかり向き合えるように、長時間過密労働の解消や30人学級の実現、教職員定数増などの教育条件を緊急に整備すること。

②全国学力・学習状況調査の中止を国に求めるとともに、県独自の学力テストを一刻も早く中止すること。

③すべての学校の非正規職員の待遇を改善するとともに、正規職員にすること。とくに、小・中学校の1,000人を超える定数内講師を正規化すること。

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増やすこと。

⑤学校司書、栄養士、給食調理員、校務技術員を正規職員で配置すること。

⑥大規模災害への備えや「合理的配慮」など考慮し、老朽化した校舎の改修を進めること。

(5) 特別支援学校の設置基準を設けるよう国に意見具申すること。併せて、インクルーシブ教育を充実させるために、小中学校の支援学級に重複障害児学級の設置を可能にする法改正および支援学級の複式学級編制を「二の学年以上」とする施行令改正を行うよう意見具申すること。

- (6) 県内特別支援学校・支援学級の条件整備を充実させること。
 - ①県内支援学校の教室不足を緊急に解消すること。
 - ②支援学校の通学を完全に保障するためすべての希望者に対応するようスクールバス・スクールタクシー等の配置をすること。
 - ③支援学級の設置に関して、法定通り学年単位の学級編成を基本とし、学年・学級に1名しかいない場合も学級設置を認めること。
- (7) 幼保一体化については、拙速に進めることなく、関係者の意見を十分に聞くこと。

2 高校生・青年の修学保障に関すること

- (1) 「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて、「高校無償化」を復活すること。そのことが実現するまでは、少なくとも、所得制限によって徴収された財源は高校生の教育費負担軽減のために限定して使用するよう国に要請すること。
- (2) 高校版の就学援助制度を創設するよう国に要請すること。
- (3) 私学助成国庫補助の増額と、就学支援金制度の更なる拡充により、保護者負担を軽減するよう国に要請すること。また、県独自の保護者負担軽減策を講じること。
- (4) 必要とするすべての高校生・専修学校生、大学・短大生に対する返済不要の給付奨学金制度をつくるよう国に要請すること。また、県独自の給付奨学金制度をつくること。
- (5) 障害児の高校受け入れ体制を整備し、「障害者の権利条約」、障害者基本法、差別解消法の理念に沿って、インクルーシブ教育を実現すること。
 - ①来年度の高校受験から、大学入試センター試験と同程度の配慮を行うこと。
 - ②入学許可した障害児に必要な施設設備の改善を入学時に間に合わせること。そのため、毎年、障害児の入学に備え、設備改善費の予算を確保すること。

3 高校生・青年の就職保障に関すること

- (1) 政府に対して、高校生・青年の就職保障について、引き続き実効ある対策をとるよう要請すること。
- (2) 派遣法改正、有期雇用の規制強化、長時間労働の一掃と有給休暇完全取得、全国一律最低賃金制度の確立などにより安定した良質な雇用を確保し、ワーキングプアをなくすよう政府に要望するとともに、県が強力な指導性を発揮すること。
- (3) 県独自の「新規高卒者雇用促進支援」制度を創設し、希望するすべての高校生・青年の雇用確保・就職保障を行うこと。
- (4) 地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備を図るために、地域や中小企業の振興策を強化し、必要な財政的措置を講ずること。
- (5) 新卒未就職者や高校中退者などに対して、就職に役立つ専門知識を身につけるための公的職業訓練事業の一層の拡充、強化をはかるとともに、職業訓練機関等への入学金・年間学費を助成するなどの制

度を導入すること。

- (6) 必要とするすべての学校に対して、就職アドバイザーを県費で配置すること。
- (7) 高校生・青年に労働者としての権利と人間らしく働くルールを学ぶ機会を保障するために、労働者保護法制、労働者の権利などについての啓発資料ハンドブック等を県の責任で作成し、引き続きすべての学校・生徒に配布すること。また、それを学校の主権者教育の一環としての「キャリア教育」などに活用すること。
- (8) 高校卒業後の就労の状況を調査し、把握すること。
- (9) 障害者雇用について、以下のことを行うこと。
 - ① 特別支援学校卒業者の改正障害者雇用率達成のため、県自らが率先して達成するとともに自治体や企業に対する指導を強めること。
 - ② 最低賃金法による障害者雇用の減額支給に関して、減額分を保障するとともに減額判定を行う第三者機関を設置し客観的な働く能力の判定に基づく減額支給制度とするよう法改正を国に具申すること。また、最賃減額対処となった障害者を障害者雇用率の対象としないよう国に具申すること。
 - ③ 差別解消法に基づいて、県内企業が障害者雇用を法通り雇用しているか、併せて「合理的配慮」の具体的配慮事項を調査すること。
 - ④ 特定求職者雇用開発助成金および特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)を申請する雇用者に対して、認定後の監査・指導を強化し助成期間終了と共に解雇、あるいは事業所の廃業を認めないようにすること。
 - ⑤ 就労支援事業のA型のみ特定求職者雇用開発助成金および特定求職者雇用開発助成金の対象にせずB型事業所も対象とし、助成の差別をなくすこと。

以上